発議第3号

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成25年2月27日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三

小井戸真人

松葉晴彦

車 戸 明 良

中筬博之

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 高山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成12年高山市条例第16号)の一部を次のよう に改正する。

改 正 前

高山市議会政務活動費の交付に関する条 例

後

īF.

改

高山市議会政務調査費の交付に関する条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第100条第14項及び第1 5項の規定に基づき、高山市議会議員の調査 研究に資するため必要な経費の一部として、 高山市議会における会派(所属議員が2人以 上のものをいう。)又は会派に属さない議員 (以下「会派等」という。)に対し<u>政務調査費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるも のとする。

(交付対象)

第2条 <u>政務調査費</u>は、会派等に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

- 第3条 会派等に対して交付する<u>政務調査費</u>の年額は、会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に200,000円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては200,000円以内とし、毎月、次条に規定する<u>使途に要した額を</u>交付する。
- 2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により 政務調査費の交付額を調整する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第100条第14項及び第1 5項の規定に基づき、高山市議会議員の調査 研究に資するため必要な経費の一部として、 高山市議会における会派(所属議員が2人以 上のものをいう。)又は会派に属さない議員 (以下「会派等」という。)に対し<u>政務活動費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるも のとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派等に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

- 第3条 会派等に対して交付する<u>政務活動費</u> の年額は、会派に交付する場合にあっては会 派の所属議員数に200,000円を乗じて 得た額以内、会派に属さない議員に交付する 場合にあっては200,000円以内とし、 毎月、次条に規定する<u>経費に充てた額を</u>交付 する。
- 2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により 政務活動費の交付額を調整する。

(使途)

第4条 政務調査費は、別に定める使途に使用 するものとし、市政に関する調査研究に資す るため必要な経費以外のものに充ててはなら ない。

(経理責任者)

第5条 会派等は、<u>政務調査費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支決算報告書の提出)

- 第6条 経理責任者は、前年度に交付を受けた 政務調査費に関する政務調査費収支決算報告 書を作成し、毎年4月30日までに議長に提 出しなければならない。
- 2 会派等が解散等により消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派等の経理責任者であった者は、前項の収支決算報告書を 消滅後速やかに作成し、議長に提出しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第4条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修会への参加等市政に関する調査研究に必要な活動に要する経費として、別表で定めるものに充てることができるものとする。 ただし、次に掲げるものに充てることができない。
 - (1) 個人的な使途に充てる経費
 - (2) 交際的な経費
 - (3) 党費その他政党活動に関する経費
 - (4) 議長が命令した行政視察に要する経費

(経理責任者)

第5条 会派等は、<u>政務活動費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

- 第6条 政務活動費の交付を受けた会派等の 経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類 の写しを添付して政務活動費に係る収入及び 支出の報告書(以下「収支報告書」という。) を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る 政務活動費について、毎年4月30日までに 提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派等が解散等 により存在しなくなったときは、前項の規定 にかかわらず、当該会派等の経理責任者で あった者は、速やかに収支報告書を提出しな ければならない。

(政務調査費の返還)

第7条 市長は、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派等が、第4条の規定に反した場合は、当該 <u>政務調査費</u>の一部又は全部に相当する額の返還を命ずることができる。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派等が、第4条の規定に反した場合は、当該 <u>政務活動費</u>の一部又は全部に相当する額の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

- 第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 議長は、前項の収支報告書の閲覧の求めが あったときは、閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第9条 議長は、政務活動費の使途について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務</u> 活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定 める。

改正前

改		後
ピクフ	IF.	12
	444	1/X

別表 (第4条関係)

項目	<u>内 容</u>	
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関す	
	<u>る経費</u>	
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参	
	加に要する経費	
資料作成費	会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費	
資料購入費	会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経	
	<u>費</u>	

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行の日以後に 行う市政に関する調査研究に係る経費について適用し、同日前に行った市政に関する調査研究に 係る経費については、なお従前の例による。

(高山市議会基本条例の一部改正)

3 高山市議会基本条例(平成22年高山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(政務調査費)	_(政務活動費)_
第16条 市政に関する調査研究活動に対し	第16条 市政に関する調査研究活動に対し
て交付される <u>政務調査費</u> は、 <u>高山市議会政務</u>	て交付される <u>政務活動費</u> は、 <u>高山市議会政務</u>
調査費の交付に関する条例(平成12年高山	<u>活動費の交付に関する条例</u> (平成12年高山
市条例第16号)に定めるところにより、会	市条例第16号)に定めるところにより、会
派又は会派に属さない議員に交付する。	派又は会派に属さない議員に交付する。
2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対	2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対
して説明責任を果たすため、 <u>政務調査費</u> の収	して説明責任を果たすため、 <u>政務活動費</u> の収
支報告等について公開するものとする。	支報告等について公開するものとする。